別紙

報告書記入要領

（家庭用特定計量器の輸入事業者用）

１）　報告事項の対象は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間となります。

２）　年度の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日までの個数を記入して下さい。

３）　「計量法施行令第 14 条に規定する特定計量器の種類」は以下のとおりです。

１　ひょう量が 20 ㎏を超え、200 ㎏以下の非自動はかりであって、専ら体重の計量に使用するもの

２　ひょう量が 20 ㎏以下の非自動はかりであって、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの

３　ひょう量が 30 ㎏以下の非自動はかりであって、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの

４）　該当がない場合は「該当なし」と記入して下さい。

５）　提出数は１部、郵送又は電子申請サービスで計量検定所へ提出して下さい。

６）　報告書の様式は、計量検定所ホームページ又は電子申請サービスからダウンロードすることができます。

７）　電子申請サービスによる報告は下記の URL にアクセスし、報告書を提出して下さい。（※電子メール、FAX による報告は受け付けていません。）

https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/L6x5ZiT3

８）　記入漏れがある場合は、再提出していただくことがあります。

９）　不明な点があるときは、下記へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】
富山県計量検定所　　計量関係報告書担当
〒９３０－０９９２　富山市新庄町 39 番地の 6
電話０７６－４２２－０５５１